

六經 過

九月十一日及十二日、兩日勞資双方為應調停謀及勞働課之
出頭之ヲ調停斡旋ヲ依頼セルヲ以テ兩課負ハ夫々両者間ヲ
斡旋シタル結果別記ニ覺書ノ如ク円満解決セリ
右及中(通)報候也

覺書

高田文次郎蓬装店村役業負勞働争議ハ今回調停官ノ斡旋ニ依リ左
記条件ヲ以テ円満解決シタルニ就テハ茲ニ覺書ニ通テ作成シ与事者双方及調
停者各一通之ヲ保持スルモノトス

記

- 一 蓬業主ハ東京蓬装業組合ニ加盟シ東京蓬装工組合ヲ公認スルコト
- 二 勞働賃銀ハ二四四ヲ下スルコト
- 三 就業時間ハ東京蓬装業組合ノ決定ニ従フコト
- 四 蓬業主ハ現場作業終了マテ理由ナク解雇セサルコト
- 五 並給後村ハ蓬業主ニ於テ考慮スルコト
- 六 中間八月一回ニスルコト
- 七 蓬業主ハ争議解決ニ依リ両者料上ノ屋一封(老百四)ヲ支給スルコト

蓬業主 高田文次郎
 組合代表 山本氏
 調停者 林主
 田中正一